



国保健康課から大切なお知らせ

問い合わせ 国保健康課 ☎ 0537-851171

平成26年度国民健康保険税改定のお知らせ

平成26年度税制改正により、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額および介護納付金課税額にかかる課税限度額が引き上げられました。これに伴い、国民健康保険税の課税限度額が改定されました。

改定後の課税限度額は、平成26年度分国民健康保険税から適用となります。

また、低所得者に対する軽減(5割・2割)措置の対象が拡大されます。

課税限度額			
区分	改定前	改定後	増減
医療給付費分	51万円	51万円	—
後期高齢者支援金分	14万円	16万円	2万円
介護納付金分	12万円	14万円	2万円
課税限度額合計	77万円	81万円	4万円



軽減措置改定			
区分	改定前	改定後	改定箇所
5割	33万円+24.5万円×(世帯主を除く被保険者数+特定同一世帯所属者数)	33万円+24.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)	「世帯主を除く」を削除
2割	33万円+35万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)	33万円+45万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)	35万円を45万円に引き上げ

※特定同一世帯所属者：国保から後期高齢者医療制度に移行した人

平成26・27年度後期高齢者医療制度保険料率の改定について

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と前年の所得に応じて負担する「所得割額」を合計して計算されます。この保険料率は2年ごとに見直し、平成26・27年度の保険料率は、次のとおり改定されました。

また、低所得者に対する均等割保険料軽減(5割・2割)措置の対象が拡大されます。

保険料率(年額)			
区分	平成24・25年度	平成26・27年度	増減
所得割合	7.39%	7.57%	0.28%
均等割額	3万7900円	3万8500円	600円
賦課限度額	55万円	57万円	2万円

※保険料 = 3万8500円 + 基礎控除後の総所得金額等×7.57%
(均等割額) (所得割額)



軽減措置の拡大(均等割保険料)			
区分	旧(～平成25年度)	新(平成26年度～)	改定箇所
5割軽減	33万円+24.5万円×世帯主を除く被保険者数	33万円+24.5万円×被保険者数	「世帯主を除く」を削除
2割軽減	33万円+35万円×被保険者数	33万円+45万円×被保険者数	35万円を45万円に引き上げ